部活動に係る活動方針

令和７年４月１日
三原市立第五中学校

１　基本方針

（１）生徒が、スポーツ・文化活動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたってスポーツ・文化活動に親しむ資質や能力を養う。

（２）生徒が、仲間と共に活動することを通して、良好な人間関係を形成するとともに、礼儀や挨拶等、社会に出て役立つ態度や習慣を育成する。

２　適切な活動のための体制整備

（１）校長は、三原市教育委員会策定「部活動の方針」（平成 31 年２月）に則り、毎年度、本方針を策定する。

（２）部活動顧問は、年間並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

（３）校長は、活動計画等をホームページに掲載することにより公表する。

３　安全で効率的・効果的な活動の推進

（１）部活動顧問は、健康観察や関係設備・用具の安全確認等により、疾病や事故の防止に努める。特に、不調を訴える生徒には無理をさせず、保護者や養護教諭との連携を図る。

（２）部活動顧問は、適切な声掛けなどにより、生徒との信頼関係を築く。特に、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や体罰の根絶を目指す。

４　適切な休養日等の設定

（１）学期中の取扱については、原則、次のとおりとする。

ア　平日は水曜日、週末は少なくとも１日以上を休養日とするが、週末の両日に大会・行事参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

イ　平日の活動時間は 60 分程度、休業日の活動時間は３時間程度とする。ただし、大会・練習試合の活動時間はこの限りではない。

ウ　平日の朝練習は行わない。

（２）長期休業中の取扱については、原則、次のとおりとする。

ア　学期中に準じた扱いとするが、平日の休養日は部活動単位で設定することも可能とする。

イ　１日の活動時間は３時間程度とする。ただし、大会・練習試合の活動時間はこの限りではない。

ウ　夏季一斉閉庁や年末年始等の期間を利用して、長期の休養期間を設ける。

５　学校で参加する大会等

学校単位で参加する大会等については、原則、次のとおりとする。

（１）運動部が参加する大会は、学校体育団体の主催若しくは共催する大会を基本とする。

（２）文化部が参加する大会や、要請により参加する地域の行事や催し等については、全体像を把握し、教育上の意義や生徒・顧問の過度な負担とならないことを考慮して定める。